

町田市住みよい街づくり条例で想定する「街づくりプロジェクト」について

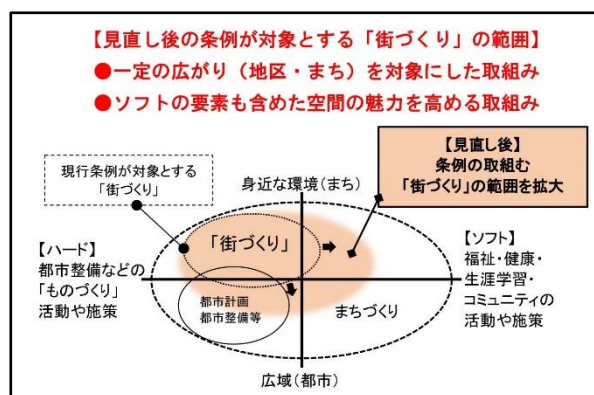
■昨年度（2019年度）の答申

＜街づくりの範囲＞

現行条例の考え方を引き継ぎつつも、条例の見直しにおいては、活動の多様化にあわせて、柔軟に捉えられるように、条例が対象とする「街づくり」範囲を見直す。

見直し後の条例が対象とする「街づくり」範囲

- 一定の広がり（地区・まち）を対象にした取組み
- ソフトの要素も含めた空間の魅力を高める取組み



＜街づくり活動＞

上記の街づくりの範囲及び現在展開されている幅広い取組み内容を踏まえて、地域資源を活かしながら「地区」や「まち」を「つかう」「なおす」「たもつ」「つくる」「みせる」という行為や活動として捉える。

■条例で想定する「街づくりプロジェクト」について

上記、答申の考え方を踏まえ、条例が想定する「街づくりプロジェクト」は、街づくり活動と同様に、地域資源を活かしながら「地区」や「まち」を「つかう」「なおす」「たもつ」「つくる」「みせる」という行為や活動、と捉える。

具体的には、以下の取組みなどが考えられる。（資料6.2、6.3も参照）

例1：地域資源を活かして地域の魅力を向上させる取組み

例2：地域課題を解決し、地域に暮らしやすい環境をつくる取組み

例3：地域に関わる様々な人のつながりが生まれる取組み

なお、個々の街づくりプロジェクトにおいては、地域に開かれた活動であるかなど「公共性」等の視点も考慮しながら支援していく。